新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除及び

愛知県の「厳重警戒宣言」に伴う利用制限について

令和３年３月２日

ご利用の皆さまへ

２月２８日をもって愛知県の緊急事態宣言が解除され、３月１日より愛知県独自の「厳重警戒宣言」が発出されました。豊田市青少年センターでは、宣言の発出に伴い以下の対応をとることが決定いたしました。

なお、ご利用の際には新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用、手指の消毒、来館前の検温等以前よりお願いしています事項及び３密の回避に改めてご協力をお願いします。

１　利用人数の制限

施設利用定員の**５０%を上限**とする。

施設名	施設利用定員	**規制による定員**
交流室	１５０人	**７５人**
会議室Ａ	６０人	**３０人**
会議室Ｂ	４０人	**２０人**
会議室Ｃ	４０人	**２０人**
談話室Ｄ	１２人	**６人**
談話室Ｅ	１２人	**６人**
談話室Ｆ	１２人	**６人**
和室	２４人	**１２人**
軽運動室①	２５人	**１２人**
軽運動室②	１５人	**７人**
音楽室	２０人	**１０人**

※「フリー開放」は机１に対して１人とします。

２　利用時間の制限

午後５時～午後９時３０分　⇒　**午後５時～午後９時**

（夜間区分の利用時間を変更する）

※ロビーの利用時間も同様に**午後９時**まで

３　使用料の設定

夜間区分の利用時間３０分短縮されますが、使用料の減額は行いません。また、定員削減に伴う減額措置はありません。

４　利用の取消し

今回の措置に伴い、または新型コロナウイルス感染防止を目的として施設利用予約を取り消す場合は、豊田市青少年センター（TEL0565-32-6296）へご連絡ください。

５　対象期間

令和３年３月２日（火）から３月１４日（日）まで

※国・県の方針によっては変更される可能性もあります。

6　その他お願い事項

（１）感染拡大防止措置

豊田市内在住・在学・在勤の方以外のご利用はお控えくださいますようお願いいたします。

（２）３密の回避

・部屋の換気をするために１時間につき５分以上は必ず窓・ドアを開放してください。

（３）滞在時間の短縮

①利用時間の短縮に努めてください。

②利用後は速やかに退館してください。

（４）部屋利用後に実施してほしいこと

①利用後に施設の消毒を実施してください（ドアノブ・手すり、椅子、机などの接触部分）。

（利用施設に備え付けの消毒スプレーをご利用ください。）

②利用後に職員の確認を受けてください。

（５）個人利用の制限

・１Ｆサロン・４Ｆラウンジの学習利用はできません（学習利用は指定された部屋にて可能）。

（６）１Ｆサロン・４Ｆラウンジ（パブリックスペース）の制限

・大きな声を出す行為はできません。

・長時間の滞在はできません。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

豊田市青少年センター（TEL　0565-32-6296）